

理事長の報酬について

定款第 11 条(2)の定めにより、理事長の報酬を次の通りとする。

- 1 理事長の報酬は年俸制（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）とし、
年額 15,500(千円)※賞与 1.5 ヶ月を含む を支給する。